

平成22年4月2日から平成24年3月23日まで毎週公表した「年金記録判明による年金額回復事例」  
100週分(1000事例)のうちの上位10事案

| 番号 | 年齢  | 性別 | 増加年金額<br>(年額) | 年金額(年額)  |            | 概要   | 年金額回復の経緯  | (参考)一定<br>の前提での<br>増加総額の<br>機械的計算 |
|----|-----|----|---------------|----------|------------|--|---|-----------------------------------|
|    |     |    |               | 回復前      | 回復後        |  |   |                                   |
| 1  | 65歳 | 男  | 1,368,300円    | 0円       | 1,368,300円 | 回復前の厚生年金加入期間40月に344月を追加                      | ○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。<br>○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名のフリガナ一部相違)が判明し、記録を統合した。<br>○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。          | 約3270万円                           |
| 2  | 78歳 | 男  | 1,362,400円    | 980,500円 | 2,342,900円 | 回復前の厚生年金加入期間23月に船員保険加入期間138月(厚生年金換算184月)を追加。 | ○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。<br>○ご本人の申出の船名及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。  | 約3,250万円                          |
| 3  | 84歳 | 女  | 1,109,600円    | 427,300円 | 1,536,900円 | 回復前の厚生年金加入期間0月に275月を追加(老齢基礎年金受給者)            | ○ご本人が夫の死亡届を提出に相談窓口を訪れる。<br>○遺族厚生年金請求手続きのため、ご本人の公的年金加入歴を職歴及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。<br>○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。 | 約3,210万円                          |
| 4  | 82歳 | 男  | 1,262,400円    | 0円       | 1,262,400円 | 回復前の国民年金加入期間144月に厚生年金加入期間166月を追加。            | ○「黄色便」の回答票が本部から回付される。<br>○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。<br>○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。                              | 約3,010万円                          |
| 5  | 80歳 | 女  | 1,037,400円    | 792,100円 | 1,829,500円 | 回復前の厚生年金加入期間98月に120月を追加                      | ○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を持参し、ご本人が相談窓口を訪れる。<br>○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  | 約3,010万円                          |
| 6  | 66歳 | 男  | 1,257,800円    | 0円       | 1,257,800円 | 回復前の厚生年金加入期間70月に250月を追加                      | ○老齢年金受給の可否の確認にご本人が相談窓口を訪れる。<br>○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致するの厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。<br>○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。                                  | 約3,000万円                          |

平成22年4月2日から平成24年3月23日まで毎週公表した「年金記録判明による年金額回復事例」  
100週分(1000事例)のうちの上位10事案

| 番号 | 年齢  | 性別 | 増加年金額<br>(年額) | 年金額(年額)    |            | 概要  | 年金額回復の経緯  | (参考)一定<br>の前提での<br>増加総額の<br>機械的計算 |
|----|-----|----|---------------|------------|------------|---|---|-----------------------------------|
|    |     |    |               | 回復前        | 回復後        |   |   |                                   |
| 7  | 80歳 | 女  | 1,027,000円    | 1,208,400円 | 2,235,400円 | 回復前の厚生年金加入期間261月に131月を追加                      | <p>○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。</p> <p>○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>   | 約2,980万円                          |
| 8  | 70歳 | 男  | 1,240,600円    | 0円         | 1,240,600円 | 回復前の厚生年金加入期間227月及び国民年金加入期間68月に厚生年金加入期間34月を追加。 | <p>○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が事務センターから回付される。</p> <p>○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。</p> <p>○今回の厚生年金記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。</p> | 約2,960万円                          |
| 9  | 82歳 | 女  | 1,006,000円    | 636,000円   | 1,642,000円 | 回復前の厚生年金加入期間18月に184月を追加                       | <p>○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。</p> <p>○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と申出以外の旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、ご本人に会社名及び勤務期間を確認したところ一致したため記録を統合した。</p>                              | 約2,910万円                          |
| 10 | 65歳 | 男  | 1,207,200円    | 0円         | 1,207,200円 | 回復前の国民年金加入期間24月に厚生年金加入期間303月を追加               | <p>○老齢年金受給の可否の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。</p> <p>○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。</p> <p>○今回の記録判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。</p>                               | 約2,880万円                          |